

○市長及び副市長の給与等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第 3 項の規定に基づき、市長及び副市長の給与及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

第 2 条 市長及び副市長の受ける給与は、給料及び期末手当とする。

(給料)

第 3 条 市長及び副市長の給料は、次のとおりとする。

- (1) 市長 月額 845,000円
- (2) 副市長 月額 712,000円

(期末手当)

第 4 条 市長及び副市長の期末手当は、6 月 1 日及び12月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する者に対して支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に任期が満了し、退職し、失職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第 1 項各号（第 1 号を除く。）若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。）し、解職され、又は死亡した者（これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在）において市長及び副市長が受けるべき給料の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60
- (4) 3 箇月未満 100分の30

(給与の支給方法等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、市長及び副市長の給与の支給方法等は、蓮田市職員の給与

に関する条例（昭和31年蓮田市条例第7号）の適用を受ける職員の例による。

（旅費）

第6条 市長及び副市長が公務のため旅行したときの旅費は、蓮田市職員の旅費に関する条例（昭和31年蓮田市条例第8号）の適用を受ける職員の例により支給する。ただし、日当の額については、1日につき2,000円とする。